

地方自治に 民主主義を 求める会

Nb 7
2025.5.6



山下手議の裁判いよいよ山場へ！ 5/21(水)証人尋問は丸一日の裁判に!!

証人は元市職員、現課長、市議会元副議長、本件土地の元所有者、山下手議本人の5人です。裁判所に午前9時集合後、傍聴抽選の予定。裁判は10時から午後5時まで。裁判報告集会は午後5時30分より弁護士会館（裁判所斜め向かい）です。



◎証人調べで 真実を明らかに！

32年前、本件土地が山下手議の父親にどのように売買されたのか、市が父親と交わした確約書の意味はなにか、重要な証人調べが始まります。山下手議は、本件土地が市の登記のままだとは全く知りませんでした。市の職員や市議会議員は、法に基づいて真実を語る高い倫理観が求められます。元副議長の隠し録りや真実の捻じ曲げは許せません。法廷で真実が明らかになるためには、市民の多くの方が裁判を傍聴し、注視することが必要です。

新たな問題発覚！ 市が山下手議の土地に5.7㎡も越境！

官民境界が表示されていないことにマスコミも注目！各紙が記事に!!



橋脚P5～P9の一部(5.7㎡)

前回の裁判で、市が山下手議を不当利得返還で訴えておきながら、市に対して橋脚の基礎の一部が山下手議の土地へ越境していることへの損害賠償を求めたところ、裁判所はどれくらいの面積が越境しているのか求めました。山下手議側は、4月8日に詳しく計算し、5.7㎡も越境していると文書で裁判所に提出しました。これに対し、市側は4月22日、「不適法であり棄却」との文書を出してきました。越境し所有権を侵害している事実をふれず、棄却しろとは不誠実で傲慢です。人を訴えながら、自分たちは公共工事のずさんさを解決しないのでしょうか。市民は納得できません。



山下土地裁判とは？ 初めて知る方に

沼津市の公共工事に協力した市民に何があったのでしょうか？

①1993(平成5)年2月の確約書

黒瀬橋拡幅の公共工事に協力した山下市議の父親は、市と確約書を交わして売買により本件土地を手に入れました。

(昭和の第一次黒瀬橋公共工事でも、自分の土地を提供しています)

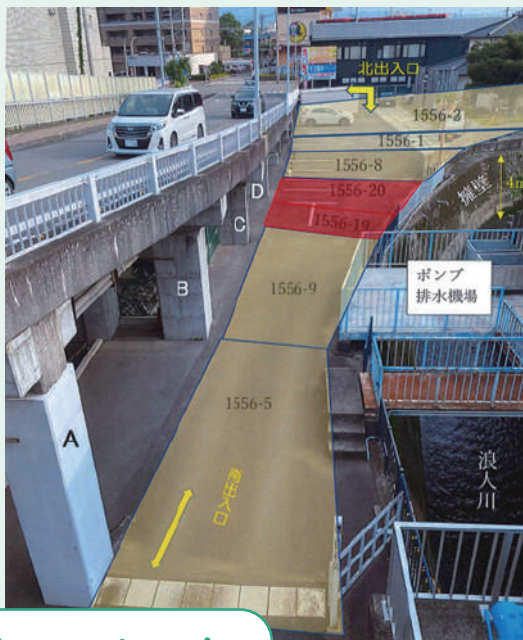
②2022(令和4)年 9月問題発覚

市はミスで本件土地の所有権移転の登記を怠り、2022年9月に市のものであると山下市議に伝えました。そして、本件土地の一部を駐車場として貸していたことを不当利得だとして返還を求める裁判を起こしたのです。

2022年10月の全体会議では、市も本件土地を「うちの方で持っているという把握は申し訳ないけどしていませんでした」と不自然な答弁

ではなぜ裁判へ？

市は山下市議が協議に応じなかったというが、市の提案は「不当利得の金額相談に応じる」というものであり、所有権は誰にあるのか？という根本的な協議ではなかった。



※市は本件土地を
「車が通れる公衆用道路」と主張

市民からの声

沼津市が言っている登記簿の記載は沼津市にあるんだから逆に市の所有だという証拠は市が証明できるはずなんじゃないの？それに山下市議側は占有を20年以上にわたって実質証明していることになるから、それだけの事由をもってすると、市側が提訴に至るってことは考えられないっていう事態なんだけれども。

これって、山下市議を訴えるのが目的のようにも見えてしまう。いわゆるスラップ訴訟というやつか？

芹沢さん 大岡在住

私は、このような裁判に税金を使ってはいけなく考えています。土地の所有権の紛争は当事者間の話し合いで解決する問題です。それを一方的に打ち切って裁判に任せるとは。5月で1年7か月経過し、沼津市の弁護士費用は200万円を超えてしまうといえます。

市民からすれば大事な税金です。沼津市と議会は、この裁判が市民の為と思っているとしたら、そんな沼津市に絶望してしまいます。

久土さん 今沢在住

傍聴に行こう！

5月21日(水)

9:00 沼津地裁(御幸町)に集合

傍聴抽選受付

10:00 証人喚問(午前)

13:30 証人喚問(午後)

17:00 終了(予定)

17:30 裁判報告集会(弁護士会館4階)

会員の皆さまへ 年会費納入のお願い

地方自治に民主主義を求める会は、会員の皆さまの年会費によって運営されています。新年度に入りましたので年会費(1,000円)の納入をお願いいたします。併せてカンパもいただけると助かります。

振込先:スルガ銀行 本店営業部 普通3778628

口座名 地方自治に民主主義を求める会

5月21日の裁判報告会でも受付けております。

「地方自治に民主主義を求める会」はWebサイト・Xなどで随時情報を発信しています。

メールマガジンも配信しています。件名に「メルマガ希望」と書いて下記に空メールを送ってください。



公式webサイト

フォロー
お願いします



公式Xアカウント

地方自治に
民主主義を
求める会

地方自治に民主主義を求める会 ニュースレター 第7号 2025年5月6日発行
連絡先 atnmy-info@democracy4autonomy.org 090-2720-2284 沓澤大三